

次期ごみ処理施設基礎調査業務委託

業務委託仕様書

泉南清掃事務組合

令和2年5月

目次

第1章 共通仕様書.....	- 1 -
第1節 適用	- 1 -
第2節 本業務の目的.....	- 1 -
第3節 本業務の履行期間.....	- 1 -
第4節 敷地内既存施設の概要.....	- 1 -
第5節 関係法令順守.....	- 2 -
第6節 受託者の義務.....	- 3 -
第7節 業務管理.....	- 3 -
第8節 中立性の保持.....	- 3 -
第9節 秘密の保持	- 3 -
第10節 費用負担	- 4 -
第11節 工程管理	- 4 -
第12節 関係官公庁との協議.....	- 4 -
第13節 本業務上の提出書類.....	- 4 -
(1) 業務着手時の提出書類.....	- 4 -
(2) 業務完了時の提出書類.....	- 4 -
第14節 検査.....	- 4 -
第15節 資料の貸与.....	- 4 -
第16節 成果品.....	- 5 -
第2章 特記仕様書.....	- 6 -
第1節 業務の内容	- 6 -

添付図面

泉南清掃事務組合全体配置図

第1章 共通仕様書

第1節 適用

本仕様書は、泉南清掃事務組合（以下「本組合」という。）が発注する「次期ごみ処理施設基礎調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 本業務の目的

本組合では、平成24年3月に策定した「泉南清掃工場長寿命化計画」に基づき令和12年度に供用開始とする次期清掃工場の建替えを計画している。

また、建替用地は既存敷地が昭和42年の組合設立以来、ごみ処理用地または必要な公害対策施設のための用地として、当時の関係町が使用するものと決定し現在に至っていることから、既存敷地内での建替えを検討しているところである。

本業務では、建替えにあたり既存敷地内の既存施設の統廃合も視野にいれ、既存の清掃工場を安全かつ安定的に運営しながら周囲の生活環境保全を担保し、最少経費で最大の効果を発揮し効率的に建替えを実現させるための手法等を検討・調査することを目的とする。

なお、本業務で設定する次期清掃工場の建設に係る各種基準・規模等（目標年次、計画ごみ質、公害防止基準、処理方式、計画規模等）は、今後計画する施設の基本計画にあたる諸条件を決定するものではないので留意すること。

第3節 本業務の履行期間

自 令和2年 月 日（契約日）

至 令和3年3月31日

第4節 敷地内既存施設の概要

1) 敷地面積 27,726 m²

2) 既存施設

【焼却・破碎施設】

- ・全連続ストーカー式焼却施設 190 t/日（95t/日×2基）
※工場棟（管理棟含む）、計量棟、排水処理棟、倉庫、煙突

【不燃物処理資源化施設】

- ・選別、圧縮梱包（3系：廃プラ、缶・瓶、PET）20 t/日
※工場棟、倉庫 A/B

【粗大ごみ選別ストックヤード】

- ・選別、保管（資源ごみ：金属類、家電等） 480 m²

【余熱利用施設】

- ・温水プール（指定管理者制度導入）

【庁舎】

- ・泉南市清掃庁舎（泉南市清掃課）
- ・阪南市清掃庁舎（阪南市資源対策課）

【その他】

- ・駐車場等

第5節 関係法令順守

受託者は本業務の実施にあたり、次の関係法令を遵守、及び関連資料を参考にしなければならない。

- 1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同「施行令」、同「施行規則」
- 2) 「ダイオキシン類対策特別措置法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 3) 「環境基本法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 4) 「水質汚濁防止法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 5) 「大気汚染防止法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 6) 「騒音規制法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 7) 「悪臭防止法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 8) 「都市計画法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 9) 「建築基準法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 10) 「土壌汚染対策法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 11) 「道路交通法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 12) 「下水道法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 13) 「消防法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 14) 「航空法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 15) 「電波法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 16) 「電気事業法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 17) 「労働安全法」、同「施行令」、同「施行規則」
- 18) 「大阪府生活環境の保全に関する条例」、同「施行令」、同「施行規則」
- 19) 本業務に係る本組合の構成市条例及び規則等
- 20) その他、本業務に関する法令及び関連規則等
- 21) 「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」
(環境省告示：平成9年1月28日付、衛環21号)
- 22) 「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について」(環境省告示：平成10年10月28日付、生衛発1572号)
- 23) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」
(環境省告示：平成13年4月25日付、環廃対183号)
- 24) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省)

- 25) 「循環型社会形成推進交付金、交付要領・取扱要綱」(環境省)
- 26) 「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業) 交付要領・取扱要綱」(環境省)
- 27) 「廃棄物処理施設整備交付金交付要領・取扱要綱」(環境省)
- 28) 「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き(標準発注仕様書及びその解説) エネルギー回収施設編及びマテリアルリサイクル推進施設編」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)
- 29) 「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視-結果に基づく勧告-」(総務省:平成28年3月1日報道資料)
- 30) 「廃棄物処理施設整備実務必携」(公益社団法人全国都市清掃会議:最新版)
- 31) ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(公益社団法人全国都市清掃会議:最新版)
- 32) 「廃棄物処理施設解体作業マニュアル」(社団法人日本保安用品協会:最新版)

第6節 受託者の義務

本業務の受託者(以下「受託者」という。)は、本業務の履行にあたり、本業務の目的、趣旨等を十分に理解した上で、最高の技術を発揮して本業務の遂行を行うこと。

なお、本仕様書に定めのないものについて、計画の策定上必要と思われる事項については、本組合、受託者協議の上、これを行うものとする。

第7節 業務管理

- ① 受託者は、本業務の円滑且つ適正な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者として管理技術者を配置するものとする。
- ② 管理(主任)技術者は、技術士(技術士法:衛生工学部門[廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画のいずれか])の資格を有し技術士として登録された者であり、本業務の全般にわたり技術的監理を行うものとする。
- ③ 本業務の進捗を図るため、本業務実施前、実施中に本組合、受託者は十分な協議を行うものとする。また、協議打合せ事項等は、受託者が議事録を作成し、本組合に提出し承諾を得ることとする。

第8節 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立を保持するよう努めなければならない。

第9節 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏洩または転用してはならない。

第10節 費用負担

本業務に伴い、土地への立ち入り調査、その他により物件に損害又は補償が生じた場合の費用負担は受託者の負担とする。

第11節 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し協議しなければならない。

第12節 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁と協議を行うとき、または協議を求められた時は、誠意をもってこれにあたり、その内容は遅滞なく本組合に報告しなければならない。

第13節 本業務上の提出書類

(1) 業務着手時の提出書類

受託者は、本業務の着手に先立ち、次の関係書類を遅滞なく本組合に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、管理（主任）技術者及び照査技術者の届出については、特別な理由により本組合の承諾がない限り、入札にあたる受託者の選任する者同一であること。

- ①着手届
- ②工程表
- ③管理（主任）技術者届
- ④業務計画書

(2) 業務完了時の提出書類

受託者は、本業務の完了にあたって次の書類を提出しなければならない。

- ①完了届
- ②納品書（成果品含む。）

第14節 検査

受託者は、本業務完了後、所定の手続きを経て本組合の検査を受けるものとし、検査完了の合格をもって完了とする。

第15節 資料の貸与

- ① 本組合は、受託者に本業務に必要な資料を所定の手続きを経て貸与するものとする。

- ② 受託者は、本業務完了までに貸与されたものを本組合に返却するものとする。

第16節 成果品

本調査の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 本業務報告書 | — (A4版) 製本 10部 (本編) |
| ② 成果品、電子媒体 | — 1式 |
| ③ その他、必要なもの | — 必要数 |

第2章 特記仕様書

第1節 業務の内容

以下の内容を踏まえた上で、業務を行うこと。

なお、本業務で設定した施設の規模、基準等は今後の本組合敷地内での建替えを検討するものであり、今後計画する施設の基本計画にあたる諸条件を決定するものではないので留意すること。

1. 施設整備基本条件の検討

①建設に係る目標年次の設定

既存の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等により、将来のごみ処理量を勘案し建設に係る目標年次を設定する。

なお、本業務においては既存敷地内での付属棟等を含む建替えを検討していることから、焼却施設については令和12年度の供用開始、その他の付属棟については既存焼却施設の解体を含みそれぞれの施設の建替え毎の目標年次を設定とすること。

②施設規模の設定

令和12年4月に焼却施設を供用開始することを前提に、将来人口等を予測し施設規模を設定する。

③計画ごみ質の設定

過去のごみ質を参考に、現時点での構成市及び本組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画や今後のごみ処理に関する施策などを聞き取り、計画ごみ質の設定を行う。

④公害防止基準の設定

関係法令の遵守、及び近隣他都市の設定事例を考慮し既存敷地での建替えに適した公害防止に関する自主基準値を設定する。

ただし、公害防止基準は、現実的かつ実現可能な範囲内での設定とすること。

⑤処理方式の検討

本組合が最適なごみ処理方式を選定する基礎資料とするため、本組合に実用化の可能性のある方式について検討すること。

なお、少なくとも次における事項については調査・検討を実施すること。

- 1) 技術的事項（処理原理、処理対象ごみの制約条件、環境の保全性等）
- 2) 経験的事項（過去の稼働実績等）
- 3) 管理的事項（運転の容易性、最終生成物の取扱い等）
- 4) 建設的事項（既存敷地での建替えに関する条件との整合性等）
- 5) 経済的事項（イニシャルコスト、ランニングコストの検討）

2. 主要設備の検討

①基本処理フローの作成

ごみ処理方式や公害防止基準値等を踏まえ、基本的な処理フローを検討すること。

②余熱利用方針の検討

最適な熱エネルギーの利用形態を、発電や周囲施設への供給を視野に入れ検討し、基本的な方向性を設定すること。

③灰処理方法の検討

自前での最終処分地を持たないことを前提に、大阪湾広域臨海整備センターへの搬出、焼却残渣の再資源化率の向上等を考慮し検討すること。

3. 施設配置の検討

①敷地利用条件の確認

現在の敷地利用状況を整理し、敷地内に立地する施設（設備）毎に更新の必要性、更新の緊急度、更新工事中の代替え機能確保の難易を明らかにすること。

②新施設の建設規模の想定

新施設の建築面積や必要高さの決定に大きく影響する主要機器の仕様を検討し、新施設の建築規模を想定する。

なお、建築規模の想定にあたっては、既存敷地は海辺に隣接していることから、今後発生が危惧される南海トラフ地震による津波の影響等、災害に対する対応策を考慮した案とすること。

③全体配置図の検討

施設の建設規模と施設周りの動線を考慮し、既存敷地内における全体配置計画の複数案を比較検討すること。

4. 新施設の建設工事に係る計画

①敷地内における既存施設の整理

②構成市（泉南市、阪南市）の清掃庁舎の方向性の検討

③温水プールに関する検討

④不燃物処理資源化施設の建替えに関する検討

⑤既設の泉南清掃工場の解体撤去工事及び跡地利用についての検討

⑥造成計画等の検討

⑦総事業費（概算）の検討

5. 総合評価

①施設設置スペース確保の難易

②機能維持または代替え機能確保の難易

③工事中の安全確保

④経済性

⑤更新工事实施にあたっての課題

6. 事業全体スケジュールの検討

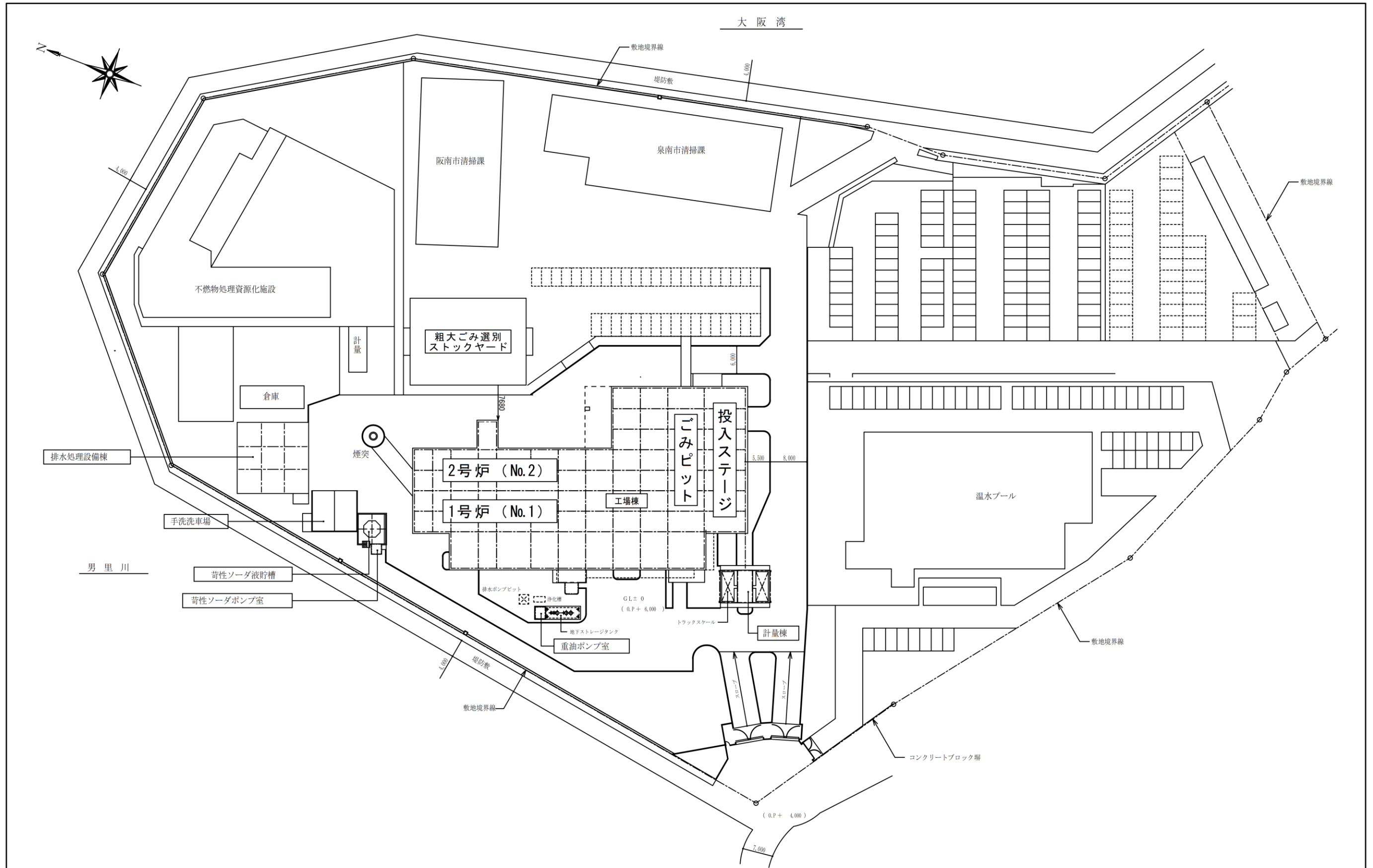
本敷地内での各施設の建替建設工事に係る全体スケジュールを作成する。

なお、本スケジュールには交付金申請等に係る手続きも含むこと。

— 以上 —

添付図面

○泉南清掃事務組合全体配置図



訂正	平成 年 月 日	連絡	課長	主幹	係長	担当	泉南清掃事務組合	名称	設計番号	設計年月日	図面番号
								図面名称	縮尺	平成 28年 12月 1日	
			代表者	検 査	担 当	製 図		全体配置図			